総合評価落札方式（施工能力評価型）
入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術資料を共通化できる下記（Ａ）から（Ｂ）までの２件の各工事（以下「本工事」という）を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事の参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）の提出及び入札が必要である。

本工事は、価格と価格以外の要素（競争参加者の施工能力など）を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅰ型）とする。

（Ａ）Ｒ８大和御所道路小槻高架橋（Ｐ７１柱部・Ｐ７２）鋼製橋脚工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の契約会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「０」等と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで前金払、既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件等については、入札説明書及び現場説明書の内容を十分に確認すること。

令和８年11月 ６日

分任支出負担行為担当官
近畿地方整備局
奈良国道事務所長
河本　敦

１．工事の概要等

（Ａ）

１.１　工事名　Ｒ８大和御所道路小槻高架橋（Ｐ７１柱部・Ｐ７２）鋼製橋脚工事
（電子入札対象案件）
（電子契約対象案件）

１.２　工事場所　自）奈良県橿原市飯高町地先
至）奈良県橿原市小槻町地先

１.３　工事概要

工場製作工	１式
工場製品輸送工	１式
鋼製橋脚工	１式
防護柵工	１式
区間線工	１式

構造物撤去工	1式
仮設工	1式

1.4　工期　工事開始日から４８５日間
（令和９年３月３日（工事着手期限）までに工事を開始すること）

（B）

1.1　工事名　Ｒ８大和御所道路小槻高架橋（Ｐ６９・Ｐ７０）柱部鋼製橋脚工事
（電子入札対象案件）
（電子契約対象案件）

1.2　工事場所　奈良県橿原市小槻町地先

1.3　工事概要

工場製作工	1式
工場製品輸送工	1式
鋼製橋脚工	1式
仮設工	1式

1.4　工期　契約締結日の翌日から令和１０年６月３０日までの期間の中で落札者が設定した実工事期間

1.5　本工事で適用される試行等
本工事で適用される試行等は、入札説明書（個別事項）によるものとする。

2．競争参加資格に関する事項

競争参加資格者は、次のすべての事項に該当する者とする。

2.1　企業に対する要件

2.1.1　予算決算及び会計令

予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号、以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

2.1.2　一般競争（指名競争）参加資格

近畿地方整備局における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格「**鋼橋上部工事**」の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

2.1.3　会社更生法

会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

２.１.４　建設業法に基づく許可

建設業法に基づく「**鋼構造物工事業**」の許可を受けている**本店、支店又は営業所が近畿地方整備局管内の府県**（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）のいずれかにあること。また、上記の許可にかかる経営事項審査を受けていること。

なお、経常建設共同企業体（以下「経常 JV」という。）については、経常 JV の所在地が上記のいずれかの府県内にあること。

２.１.５　同種工事の実績

（１）工事実績

平成 23 年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記１）から２）までの要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

１）道路橋における鋼製橋脚工の施工実績。
２）上記１）は製作及び架設据付を行った実績であること。

なお、経常 JV にあっては、構成員のうちの１社が平成 23 年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員が平成 23 年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記３）及び４）の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

３）道路橋における鋼製橋脚工の施工実績。
４）上記３）は製作及び架設据付を行った実績であること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（いずれも港湾空港関係を除く。）である場合は、低入札価格調査制度調査対象工事（以下「低入札工事」という。）以外の工事にあっては、工事成績評定点が 65 点未満でないことで実績とする。また、低入札工事にあっては工事成績評定点が 70 点未満でないことで実績とする。

（２）コロナ通知に基づく一時中止等

申請書及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（以下、「コロナ通知」という。）に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

２.１.６　工事成績評定の平均点

令和 6 年度及び令和 7 年度の全工種において、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における各年度の工事成績評定の平均点がどちらも 60 点未満の場合は欠格とする。

２.１.７　指名停止措置

申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

２.１.８　新たな工事への参入制限

申請書及び資料の提出期限の日において、低入札工事を受注したことにより、近畿地方整備局が発注する新たな工事への参入を制限されていないこと。

２.１.９　国土交通省発注工事等からの排除要請

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

２.１.10　入札説明書等のダウンロード

入札参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人の IC カードにより電子入札システムからダウンロードした当該工事の入札説明書及び図書等に基づき申請書及び資料を作成すること（ただし、電子記録媒体（CD-R 等）を下記４.１に提出することにより電子データの交付を受け、申請書及び資料を作成した者も可とする。）。

２.１.11　経常 JV としての申請書及び資料の提出

経常 JV として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない（事業協同組合についても、同様とする。）。

２.１.12　設計業務等受託者との関連

本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

ただし、参加を希望する工事のみを対象とする。

２.１.13　入札参加者間の関係

入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

２.１.14　施工計画

当該工事の施工計画の提出にあたっては、入札説明書及び図面等を参考として、適切に立案し、その内容を示した申請書及び資料を提出すること。

なお、資料の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。

２.１.15　複数の工事に参加を希望する場合の競争参加資格確認申請

上記１．工事の概要等で記載した複数の工事に参加を希望する場合の競争参加資格確認申請にあたっては、以下に留意すること。

（１）申請書は参加を希望するすべての工事ごとに作成し、電子入札システム（紙入札方式の場合は、書面）により提出すること。
（２）申請書以外の入札説明書で示すその他の資料は、いずれか１件の工事の申請書のみに添付し、提出すること。
（３）上記（２）により、その他の資料の添付を要しない工事には、入札説明書で示す様式のみを添付し、提出すること。
なお、申請書及び資料の提出方法が適正でない場合は、競争参加資格を認めない。

２.２　配置予定技術者に対する要件

次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に配置できること。ただし、請負金額が 4,500 万円以上の場合は、現地での架設据付期間については専任で配置できること。

なお、製作現場（工場）の配置予定技術者と架設据付現場の配置予定技術者は同一でなくてもよいが、同一でない場合は、それぞれが次の基準を満たすこと。

ただし、製作現場（工場）の配置予定技術者は下記２.２.２の同種工事の経験は必要としない。

経常 JV にあっては、構成員のうちの１社が下記２.２.１から２.２.４までの基準を満たす配置予定技術者を当該工事に配置（ただし、請負金額が 4,500 万円以上の場合は、現地での架設据付期間については専任で配置）できるとともに、その他の構成員も下記２.２.１から２.２.４（２.２.２同種工事の経験を除く）までの基準を満たす配置予定技術者を当該工事に配置（ただし、請負金額が 4,500 万円以上の場合は、現地での架設据付期間については専任で配置）できること。

ただし、本入札公告において申請できる配置予定技術者は１名とする。なお、製作現場（工場）の配置予定技術者（同種工事の資格要件「下記２.２.２」を除く。）と架設据付現場の配置予定技術者は同一でなくてもよい。ただし、同一でない場合、本入札公告において製作現場（工場）の配置予定技術者は複数申請することができるが、架設据付現場の配置予定技術者は１名のみとする。

上記１.工事の概要等で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも配置予定技術者（製作現場（工場）と架設据付現場の配置予定技術者が同一でない場合は架設据付現場の配置予定技術者）は１名のみとし、２名以上申請した場合は、欠格とする。

２.２.１　配置予定技術者の資格等

配置予定技術者は以下の資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
（監理技術者を配置する場合）
１級土木施工管理技士
（主任技術者を配置する場合）
２級土木施工管理技士（種別は「土木」に限る。）

２.２.２　配置予定技術者の工事経験

（１）工事経験

平成 23 年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記１）及び２）の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が 20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。

１）道路橋における鋼製橋脚工の施工経験。
２）上記１）は架設据付を行った経験であること。

ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。
同種工事の経験が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事(いずれも港湾空港関係を除く。）である場合は、工事成績評定点が 65 点未満でないことで経験とする。なお、低入札工事にあっても同様に工事成績評定点が 65 点未満でないことで経験とする。

（２）長期休暇期間

工事従事期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下、「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として評価する期間に加えることができる。

（３）コロナ通知に基づく一時中止等

申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事がコロナ通知に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了していない場合においても経験として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで経験として認めない。

２.２.３　監理技術者資格者証、講習修了証

配置予定技術者を監理技術者として配置する場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

２.２.４　直接的かつ恒常的な雇用関係

配置予定技術者（その他の構成員の配置予定技術者を含む）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

３．総合評価に関する事項

本工事の予定価格が１千万円以上の場合は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式とする。

また、本工事の予定価格が１千万円未満の場合は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式とする。

３.１　技術評価項目

（１）加算点

１）施工能力等　40 点

「企業の施工能力」及び「配置予定技術者の能力」について評価する。

２）賃上げ評価　２点

賃上げの実施を表明した企業等について評価する。

３）WLB(ワーク･ライフ･バランス)関連認定制度　0.5 点

WLB（ワーク・ライフ・バランス）関連認定制度で認定された企業等について評価する。

（２）施工体制評価点

１）施工体制　30 点

予定価格が１千万円以上の場合は、「施工体制確保の確実性」及び「品質確保の実効性」について評価する。

３.２　落札者の決定方法

入札参加者は、次の（１）から（３）までのすべての要件に該当する者のうち、下記３.３「総合評価の方法」によって算出された数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

（１）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

（２）上記３.１「技術評価項目」の内容が適正であること。

（３）評価値が、基準評価値に対して下回らないこと。

評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

３.３　総合評価の方法

（１）標準点

当該工事について入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点 100 点を与える。

（２）加算点及び施工体制評価点

予定価格が１千万円以上の場合は、上記３.１の技術評価項目について、加算点及び施工体制評価点を与える。

予定価格が１千万円未満の場合は、上記３.１の技術評価項目について、加算点を与える。

（３）評価方法

予定価格が１千万円以上の場合は、価格及び価格以外の要素としての技術評価項目に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

予定価格が１千万円未満の場合は、価格及び価格以外の要素としての技術評価項目に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、標準点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

３.４　技術評価項目における記載内容の履行に関する事項

受注者の責めにより提案された技術評価項目が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、指名停止等の措置を講じることがある。

４．入札手続等

４.１　担当部局

〒630－8115　奈良県奈良市大宮町３－５－11　奈良国道事務所内
近畿地方整備局　総務部　総務事務センター　奈良・三重分室
電話：0742－88－7830
Mail：kkr－narakoku－nyuusatsu－nara－miebunsitsu@gxb.mlit.go.jp

４.２　入札説明書及び図書等の交付期間及び交付場所

入札説明書及び図書等を電子入札システムにより交付する。
（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）

交付期間は、令和８年 11 月 ６日（金）から令和８年 11 月 20 日（金）までの行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前 ８時 30 分から午後 ６時 00 分まで。

ただし、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子記録媒体（CD-R 等）を下記（１）に持参又は簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った返信用封筒を添えて、「郵送（書留郵便に限る）もしくは託送（書留郵便と同等のものとする。）」（以下「郵送等」という。）で提出することにより、電子データにて交付するので、下記（１）にあらかじめ申し出ること。

（１）申込先及び交付場所：上記４.１の担当部局
（２）交付申込期限：令和８年 11 月 20 日（金）正午まで。

４.３　申請書及び資料の提出期間、提出先及び提出方法

（１）提出期間：令和８年 11 月 ６日（金）から令和８年 11 月 24 日（火）までの休日を除く毎日、午前 ９時 30 分から午後 ４時 30 分まで。
ただし、提出締切最終日は正午までとする。
（２）提 出 先（紙入札方式の場合のみ）：上記４.１の担当部局
（３）提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は書面により持参又は郵送等により提出すること。

４.４　入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は書面により持参すること（郵送等又はＦＡＸによる提出は認めない。）。

（１）電子入札システムによる締切は、令和８年 12 月 25 日（金）正午まで。
（２）書面により持参の場合は、令和８年 12 月 25 日（金）正午までに上記４.１の担当部局に提出すること。
（３）工事毎の開札は、
奈良県奈良市大宮町3－5－11　奈良国道事務所内
近畿地方整備局　奈良国道事務所　入札室にて以下の日時に行う。
（Ａ）Ｒ８大和御所道路小槻高架橋（Ｐ７１柱部・Ｐ７２）鋼製橋脚工事
令和９年 １月 13 日（水）　午前１０時００分
（Ｂ）Ｒ８大和御所道路小槻高架橋（Ｐ６９・Ｐ７０）柱部鋼製橋脚工事
令和９年 １月 13 日（水）　午前１１時００分

５．その他

５.１　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

5.2　入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金　免除。

（2）契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行奈良代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　近畿地方整備局）又は金融機関もしくは保証事業会社の保証（取扱官庁　近畿地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証の保証期間は、契約締結日の翌日から工期末日までを含むものとする。

5.3　入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

5.4　落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で総合評価による評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札決定通知は以下の順番で行う。

（A）Ｒ８大和御所道路小槻高架橋（Ｐ７１柱部・Ｐ７２）鋼製橋脚工事

（B）Ｒ８大和御所道路小槻高架橋（Ｐ６９・Ｐ７０）柱部鋼製橋脚工事

5.5　配置予定技術者の確認

落札者決定後、工事実績情報システム（コリンズ）等により配置予定技術者（その他の構成員の配置予定技術者を含む）の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差し替えは認められない。

5.6　専任技術者の配置

専任の監理（又は主任）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理（又は主任）技術者及び現場代理人とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

5.7　工事コスト調査

調査基準価格を下回った価格で契約する場合は、工事完成後に工事コスト調査を実施する。工事コスト調査に係る資料は、工事完成後30日以内に提出するものとし、提出されない場合や虚偽の記載が判明した場合は、工事成績評定点を10点減点し、さらに工事実績として認めない。

また、下請業者にしわ寄せが判明した場合や記載内容に誤り・齟齬・乖離が判明した場合は、その程度に応じて工事成績評定点を8点から3点の範囲で減ずる。なお、

調査結果については発注者において公表するものとする。

5.8　新たな工事への参入制限

調査基準価格を下回った価格で契約する場合においては、国土交通省近畿地方整備局発注の工事（港湾空港関係を除く。）における令和 6 年度及び令和 7 年度に完成した工事の工事成績評定の当該工事と同じ工事種別の平均点が 70 点未満の場合、当該工事の契約締結日から受注者が提出する完成通知書に記載の完成日（道路維持作業等の契約においては契約期間終了日）又は契約締結後 1 年を経過する日まで、近畿地方整備局が発注する新たな工事（当該工事と同じ工事種別に限る（少額工事も含む。）。）への参入を認めない。また、令和 6 年度及び令和 7 年度に完成した工事の工事実績がない場合は、70 点未満と見なし同等に扱うものとする。

なお、当該工事と同じ工事種別は「鋼橋上部工事」とする。

5.9　手続における交渉の有無　無。

5.10　契約書作成の要否　要。

5.11　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

5.12　施工体制確認のヒアリング

予定価格が 1 千万円以上の場合は、入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）の内容に対し、原則として施工体制確認を行うためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。

5.13　施工計画に対するヒアリング

提案された施工計画に対するヒアリングを行う場合がある。

5.14　関連情報を入手するための照会窓口

上記 4.1 に同じ。

5.15　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2.1.2 に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も、上記 4.3 により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

5.16　詳細

詳細は入札説明書による。

以　上